

主催

区中央部リハビリテーション支援センター
(東京慈恵会医科大学附属病院)

港区 みなと保健所

アフターコロナ！

いつまでも動ける

からだづくりを

しませんか？

講義内容

手話通訳あり



- ▶ 港区の運動ができる公共施設紹介
- ▶ 安部先生(東京慈恵会医科大学附属病院)の講演
「コロナの行動制限明けの今に必要な
運動のきっかけづくり」

日時

令和5年

9月20日

水

10:00~11:30

費用

無料

会場

港区立男女平等参画センターリーブラ リーブラホール

詳細は裏面へ



講師

東京慈恵会医科大学
リハビリテーション医学講座 教授
安部 雅博 先生

日本リハビリテーション医学会 理事長、日本ステイミューレーションセラピー学会 理事長、日本保健科学学会 理事、東京都リハビリテーション協議会専門委員。専門は、リハビリテーション全般。特に、脳機能画像評価から考えるリハビリテーション治療。基礎実験から得られた結果を基盤にした、反復性経頭蓋磁気刺激、ボツリヌス治療や集中リハを組み合わせたIntensive Neurorehabilitative Approachを積極的に行っている。

申込み

みなとコール ☎03-5472-3710

9:00(初日は14:00)~17:00【年中無休】

募集期間 ▶ 9月5日(火)~15日(金)

対象

どなたでも

- ▶ 50歳以上で元気に出歩ける方や
高齢者施設、障害者施設、訪問看護
に携わる方にオススメです！

区HP▶

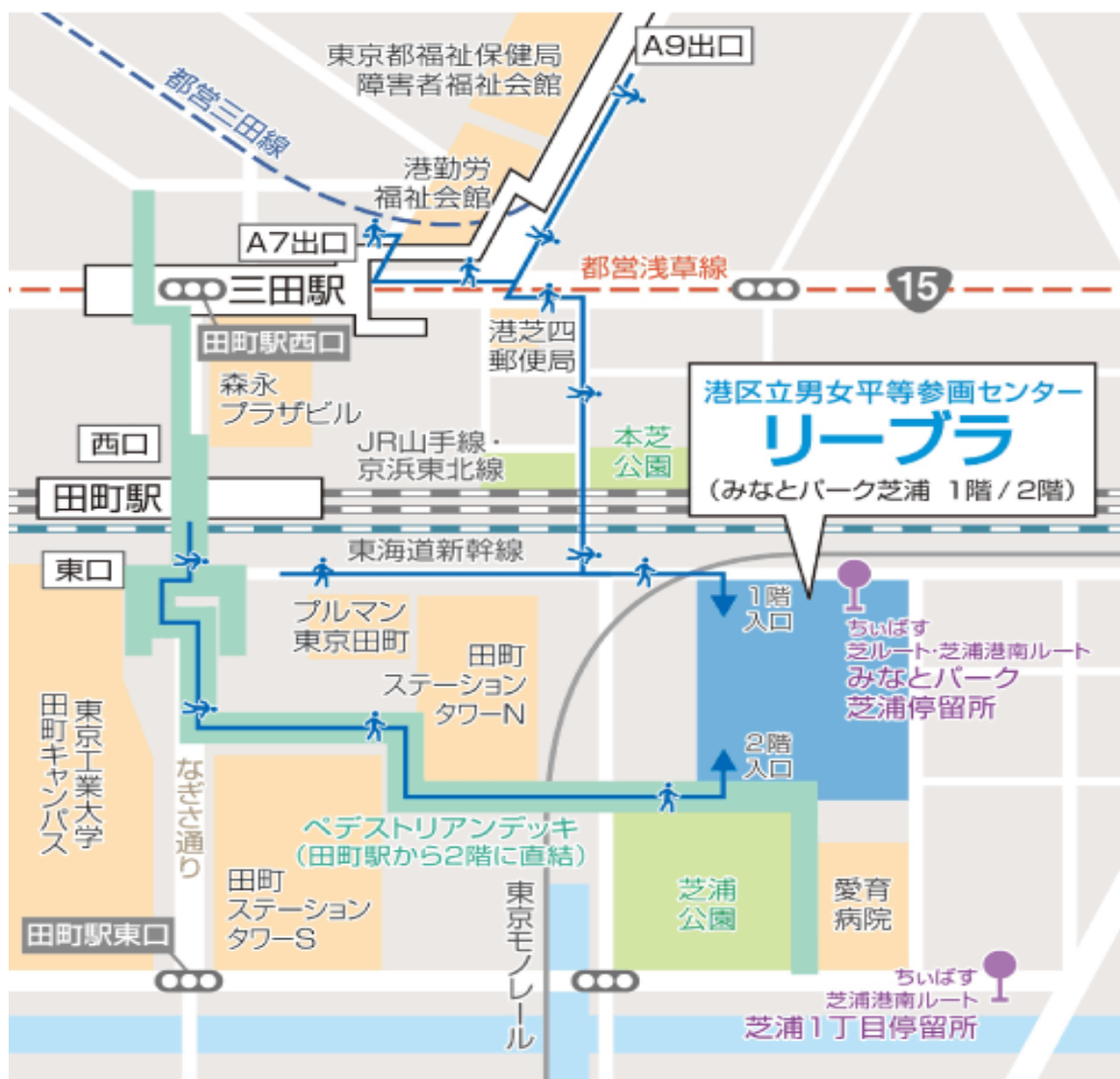


問合せ▶ みなと保健所 保健予防課 地域医療連携担当 ☎03-6400-0080



港区立男女平等参画センター リーブラ

東京都港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦



施設予約システムの更新に関するお知らせ

令和5年10月4日から、施設予約システムが新しくなります。

利用者画面の刷新

空き状況の検索や予約申込みができる利用者画面を刷新し、視認性を向上します。



利用者登録の電子申請機能の追加

利用者登録手続について、これまでの窓口での手続に加えて、電子申請ができるようになります。

※申請にはマイナンバーカードまたは運転免許証、その他登録区分に応じた必要書類が必要です。



支払期限の変更等

- 使用料等の支払いは「利用日当日の利用前」となります。
- 施設都合による場合を除き、直前・無断キャンセルの場合、利用が制限されます。

【利用日6日前から利用当日までのキャンセルの場合】

➔ キャンセル日から30日間、抽選・予約申込み不可

【無断キャンセルの場合】

➔ 利用予定日から60日間、抽選・予約申込み不可

- ※ メールアドレスの登録がある場合、利用日の7日前に確認メールをお送りします。
- ※ 登録されている全ての施設で申込みができなくなります。
- ※ 利用制限の適用前に既に申込みされていた予約は有効となります。



一括登録施設の対象拡大

- 一度の登録申請で利用できる施設の対象を拡大します。
【対象施設】 区民センター いきいきプラザ 男女平等参画センター
生涯学習施設等

※登録区分によって、利用できる施設範囲が異なります。

- 既に上記のいずれかの施設に登録されている場合は、登録区分に応じて、上記の複数の施設をご利用いただけるようになります。



区民センターホール予約方法の一部変更

現行

区内地域団体、区内福祉団体及び区内在住団体を対象として翌年度利用分の抽選を実施しています。

登録区分	特例抽選	
	受付期間	抽選日
区内地域団体 区内福祉団体 区内在住団体	【1回目】 10月から11月 【2回目】 12月中旬から1月上旬	【1回目】 12月上旬 【2回目】 1月中旬
区内在勤団体 一般利用団体・ 個人 民間事業者	特例抽選の申込みはできません	

見直し後

区内地域団体、区内福祉団体、区内在住団体、区内在勤団体及び一般利用団体・個人を対象として事前抽選を実施します。

登録区分	事前抽選	
	受付期間	抽選日
区内地域団体 区内福祉団体 区内在住団体	利用月の12か月前の25日から末日まで (例：令和7年4月20日利用分の受付期間は令和6年4月25日から30日まで)	利用月の11か月前の1日 (例：令和7年4月20日利用分の抽選は令和6年5月1日)
区内在勤団体 一般利用団体・ 個人	利用月の11か月前の25日から末日まで	利用月の10か月前の1日
民間事業者	事前抽選の申込みはできません	



港区社会福祉協議会

会員募集中

気づきあって、助け合う 優しいまち



港区社会福祉協議会（港社協）は、社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人で、今年で70周年を迎えました。
港社協の会員制度は、会費を通して港区の地域福祉推進を支えていただくものです。皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

港社協の会員会費は、税制上の優遇措置（税額控除）が受けられます。

払込取扱票

02	東京	通常払込料金 加入者負担	
口座番号		金額	
00190	1	97700	
加入者名 社会福祉法人 港区社会福祉協議会		料金	特殊取扱
会員種別・年度額 ※お申込み種別の□にチェック (✓)を入れてください。		入会のきっかけなど、港社協への声をお聞かせください。	
<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 個人	1□ 1,000円	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 団体	1□ 3,000円	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 法人	1□ 5,000円	<input type="checkbox"/>
おとことろ (郵便番号)		千23	
ご依頼人 おなまえ		受付局日附印	
(電話番号)			

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

裏面の注意事項をお読みください。(私製承認東47221号)
これより下部には何も記入しないでください。

払込金受領証

口座番号	00190	1	通常払込 料金加入 者負担
加入者名	社会福祉法人 港区社会福祉協議会		
金額	千百十 万千百十 円		
金額	97700		
ご依頼人	おなまえ		
料金	受付局日附印		
特殊取扱			

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないで郵便局にお出しくください。

きりとり線

この払込取扱票は、郵便局・ゆうちょ銀行でご利用いただけます。
(手数料無料)※この他の入会・納入方法等は、裏面でご案内します。

港社協は、地域の皆さまとともに、 “誰もが自分らしく安心して暮らせる地域” をめざします。

皆さまから寄せられた会費は、地域福祉の充実のために役立てられます。具体的には、

- 「サロン活動」や「声かけ見まもり活動」等の小地域福祉活動
- ボランティア活動等に関する講座
- 学校や企業での高齢者体験、障害者体験等を行う「ふれあい講習会」
などの実施のために使われます。



詳しくはこちら

港社協ホームページ (<https://minato-cosw.net>) をご覧ください!



ご案内

- ① 右の払込取扱票は、郵便局・ゆうちょ銀行でご利用いただけます
(手数料無料)。ゆうちょ銀行窓口およびATMから現金でお振り込み
いただく場合、一件あたり、百十円(税込)の送金手数料がかかります。
- ② コンビニエンスストアでの払込、銀行口座振替もご利用いただけます。
- ③ 港社協事務局窓口でも、会費の納入をお受けしています。

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行または郵便局の払込機能付ATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行または郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました振込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙
3万円以上
添付

印

地域の福祉推進に
ご支援・ご協力を
よろしくお願いたします!

会員種別	会費(年度額)
● 個人会員	1口 1,000円
● 団体会員	1口 3,000円
● 法人会員	1口 5,000円

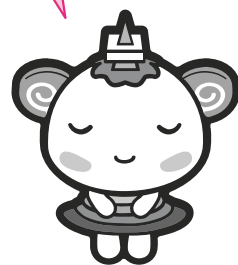
● 個人会員

● 団体会員

※主に法人格のない団体

● 法人会員

※主に法人格を有する団体



お問い合わせ

できるだけ複数口のご協力をお願いします。



社会福祉
法人 港区社会福祉協議会

〒106-0032 港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2F
電話:03-6230-0280 FAX:03-6230-0285
ホームページ <https://minato-cosw.net>



この振込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。

期間

令和5年6月1日(木)～令和5年9月29日(金)

港区社会福祉協議会 創立70周年記念事業

ご寄付の お願い



港区社会福祉協議会(港社協)は、令和5年(2023年)10月に創立70周年を迎えます。
「多様なつながりと支えあいがあり、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域」をめざし、記念事業等の実施をととして、一層地域福祉の推進に取り組んでまいります。
皆さまの引き続きのご支援を賜りますようお願いいたします。

■活用方法

- ・創立70周年記念事業
(記念講演会、記念誌作成、
第6回港区地域福祉フォーラム等)
- ・その他、地域福祉推進のための事業 等

■寄付の方法

港社協窓口への持参または
銀行口座への振込

※振込先口座など、詳しくはお問い合わせください。

※銀行振込手数料はご負担をお願いいたします。ただし、ゆうちょ銀行の場合、払込取扱票(手数料本会負担)をご用意しています。

■その他

創立70周年記念誌や広報紙
「みなと社協」、港社協ホームページに寄付者のお名前等を掲載させていただきます(匿名の方を除く)。

港区社会福祉協議会(港社協)とは

社会福祉法に基づき設置した社会福祉法人で、地域福祉の推進を図ることを目的とする非営利の民間団体です。地域の皆さまや関係機関、行政等と連携・協働して地域福祉を推進しています。

昭和28年(1953年)10月に任意団体として設立され、昭和39年(1964年)に社会福祉法人となりました。

港社協への寄付は税制上の優遇措置(税額控除)が受けられます。

詳しくは港社協ホームページをご覧ください。
(<https://minato-cosw.net/about/kifu/>)



税制優遇措置について



「税額控除証明書」の写し

社会福祉法人 港区社会福祉協議会

港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2階

電話 03-6230-0280 FAX 03-6230-0285

港社協や港社協が行う事業については
こちらをご覧ください。

